みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療 広域連合

所在/〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内

電話 043-216-5011 FAX 043-206-0085

第35号

https://www.kouiki-chiba.jp/

ちば広域連合だより

千葉県人口6,273,530人(令和5年10月1日現在) 被保険者数943,404人(令和5年9月30日現在)

※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

1年に1回、健康診査を受けることで

- ◎自分が健康であることを、確かめることができます
- ◎自覚症状が出る前に、病気のきざしを知ることができます
- ◎病気を予防したり、病気の悪化を防いだりするための生活の工夫を 知るきっかけになります

すでに病院を受診されている方も、現在のからだの状態を 知ることで、自分の健康管理に役立たせることができます ので、健康診査を受けることをお勧めしています。

後期高齢者医療制度に加入されている方の健康診査は、無料で受診できます。 健康診査の実施時期や内容、申し込み方法などは、実施する市町村ごとに取り扱いが 異なりますので、詳細については、お住まいの市町村窓口にお尋ねください。



千葉県歯科医師会からのお知らせ

お口の中にも"がん"(口腔がん)はできます!

- ●バランスの良い食事を心がけ暴飲暴食はやめましょう (お酒はほどほどに、タバコは控えましょう)
- ●健康のためにお口を清潔に保ち、気になることを放置せずに定期的に歯科健診を うけましょう

千葉県歯科医師会では、無料口腔がん検診を12月17日(日)10時から東京女子医科大学 八千代医療センター(八千代市)にて行います。

> 詳細等のお問い合わせは、千葉県歯科医師会事務局まで (☎043-241-6471 応対時間9:00~17:00) 土・日曜日、祝日、年末年始を除く





医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等でかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回 発送しています。

	発送月	対象診療月
10目	令和5年10月(発送済)	令和5年 1月から令和5年 5月まで
20目	令和6年 2月上旬頃	令和5年 6月から令和5年10月まで
30目	令和6年 6月上旬頃	令和5年11月から令和5年12月まで

●確定申告にご利用になる際の注意

3回目(11月・12月診療分)の医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

11月・12月診療分の医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。



令和5年分の確定申告をされる方へ

お問い合わせ先

納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)に 納付した全額が社会保険料控除の対象です。

- ●特別徴収の方(年金から保険料を天引きされている方) 年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる 額が記載されています。)
- ●普通徴収の方(口座振替や納付書によりお支払いされている方)
 □座振替されている□座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族の方など)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付した方の社会保険料控除の対象となります。

確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

- ●所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
- ●住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。
- ※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給している方でも、住民税の申告をしていないと 保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

千葉県後期高齢者医療の 令和4年度一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和4年度の医療費の総額は、7,514億6,510万円となっており、 そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費) として6,871億4,905万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担 しています。



千葉県の一人当たりの医療給付費は、76万2,746円となり、前年度75万7,258円と比較し約1%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、 医療費の適正化にご協力をお願いします。

	令和4年度	前年度(令和3年度)	増減
医療費の総額	7,514億6,510万円	7,099億8,693万円	+414億7,817万円 (+5.84%)
医療給付費の 総額	6,871億4,905万円	6,513億5,797万円	+357億9, 108万円 (+5. 49%)
一人当たりの 医療給付費	76万2,746円	75万7, 258円	+5,488円 (+0.72%)

令和4年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。 また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間 (例:千葉県から転出した後や生活保護に加入した後など) に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。



申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

〈主な減免事由〉

- ●災害により住宅等に著しい損害を受けた
- ●障害を負った又は長期の入院により収入が激減した
- ●事業の休廃止や失業等により収入が激減した

詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。 ※新型コロナウイルス感染症による保険料の減免は令和4年度相当分をもって終了となります。

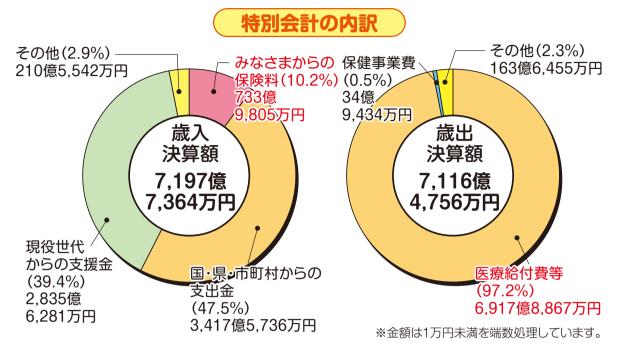


令和4年度の決算

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療の保険制度を 運営するための「特別会計」の 令和4年度決算は、歳入決算額 (収入)7,197億7,364万円、歳出 決算額(支出)7,116億4,756万円 となりました。

歳入歳出差引残額の81億 2,608万円は、令和5年度へ繰り 越しました。



令和5年第1回臨時会・第2回定例会が開かれました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

第1回臨時会が8月8日に、第2回定例会が11月 9日に、それぞれ開かれました。

臨時会では正副議長の選挙等が行われ、議長に 船橋市の渡辺賢次議員が、副議長に鋸南町の青木 悦子議員が当選、また、監査委員に千葉市の麻生紀 雄議員が選任されました。

定例会では、令和4年度一般会計、特別会計の決算認定2件のほか補正予算案2件(右表参照)の計4件の議案が提出され、議会はこれを審議、可決しました。また、一般質問は6人の議員から通告があり、保険料率の改定や広域連合の運営などについて質問しました。(※第2回定例会の会議録は1月にホームページ掲載予定)

議決の結果(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

(第1回臨時会)

■議案第1号 監査委員の選任について

全会同意

(第2回定例会)

■議案第1号 令和4年度

一般会計歳入歳出決算の認定について

多数認定

■議案第2号 令和4年度

特別会計歳入歳出決算の認定について

多数認定

■議案第3号 令和5年度一般会計補正予算(第1号)

全会可決

■議案第4号 令和5年度特別会計補正予算(第1号)

全会可決

一葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54人)(令和5年11月9日第2回定例会 現在) 敬称略

千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、県内54市町村議会の議員のうちから選挙された議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃、予算案等を審議、議決する機関です。

次回の広域連合議会定例会は、令和6年2月9日(金)開会予定です。

後期高齢者医療制度に 関するお問い合わせ コールセンター 0570-080280

※通話料がかかります。 ホームペーシ

本紙、広域連合の運営について 総務課 2043-216-5011 保険料、被保険者証等について 資格保険料課 2043-308-6768 保険給付、保健事業について

給付管理課 2043-216-5013

議会について

議会事務局 2043-216-5011